

平成 31 年 1 月 10 日  
財 務 局

## 設計等委託に係る積算内訳書の提出について

平成 26 年に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号)により、平成 27 年 4 月 1 日以降、公共工事の入札参加者には入札金額の内訳書の提出が義務付けられています。

都においては、工事に加え、平成 28 年から試行的に、財務局が発注する建築設計、土木設計及び設備設計の委託においても、事業者には積算内訳書の提出を求めてきました。

このたび、測量及び地質調査の委託を対象に加えた上で、取組を東京都全体(公営企業局を除く)に拡大し、以下のとおり積算内訳書の提出を求めることとしましたので、お知らせします。

### 1 対象業務

予定価格 100 万円超の、業種を建築設計、土木設計、設備設計、測量及び地質調査とする委託業務のうち、競争入札及び競争見積による随意契約にて発注する案件を対象とします。

※ ただし、単価契約にて発注する案件は除くものとします。

### 2 提出方法

- (1) 入札書の提出の際に、東京都電子調達システムの添付機能を利用して積算内訳書を提出してください。
- (2) 積算内訳書の項目及び書式については案件ごとに定め、指名通知の際に交付することとします。

(積算内訳書の項目例)

- (ア) 業種を建築設計とするもの(設備設計のうち分野を建築電気設備、建築通信設備及び建築機械設備として発注するものを含む)  
直接人件費、諸経費、技術料等経費、特別経費

(イ) 業種を土木設計とするもの（設備設計のうち分野を土木電気設備、土木通信設備及び土木機械設備として発注するものを含む）

直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等

(ウ) 業種を測量とするもの

直接測量費、測量調査費、諸経費

(工) 業種を地質調査とするもの

直接調査費、間接調査費、解析等調査業務費、諸経費

### 3 注意事項

(1) 落札候補者となった方について、入札書に積算内訳書の添付が無く、かつ都が別途指示する日時までに積算内訳書の提出が無かった場合は、その方のした入札は無効とします。

(2) 落札候補者となった方について、積算内訳書に記載された金額と入札価格が異なる場合等は、その方のした入札は無効とします。

### 4 適用開始日

平成 31 年 4 月 1 日以後に公告等を行う案件から適用を開始します。

#### 【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当

直通 03-5388-2607